

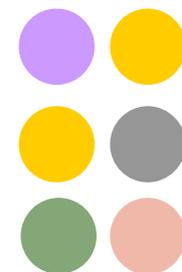


# 我が国のコンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けて

## 課題編

2003年10月15日

知的財産戦略本部・コンテンツ専門調査会



## 課題編

- 1 コンテンツ関連人材の不足
- 2 実演家の活動環境の整備
- 3 資金調達が多様化
- 4 海外でのビジネス展開
- 5 コンテンツ制作部門の活性化
- 6 ブロードバンドなど新しい分野における  
コンテンツビジネスが未確立
- 7 新しい時代に対応した著作権制度

# 1 コンテンツ関連人材の不足

創作者、プロデューサー、エンタメロイヤー等の育成の中核となる大学について、米国や韓国については充実しているが、日本では映画専門の学科は3つあるのみ。

## 日本大学芸術学部 映画学科 (設置 : 1949年)

**講師数** : 61名 (スタジオジブリの高畑勲も講師)

**育成状況** 映画学科に、理論・評論、映像、脚本、監督、撮影、録音、演技の6コース

**就職状況** 映画製作会社、プロダクション、映像作家、監督、アニメーター、俳優、声優、出版関係、TV関係や教育関係など

## 大阪芸術大学芸術学部 映像学科 (設置 : 1971年)

**講師数** : 34名

**育成状況** 映像学科のなかに、映画、ドラマ、ドキュメンタリー、コマーシャル、アニメーション、実験映像、シナリオ、映像学の8コース。

## 東京工芸大学芸術学部 映像学科 (設置 : 1994年)

**講師数** : 学部全体で64名 (そのうち映像学科で13名)

**学生数** : 学部全体で約1800名。

**育成状況** 映像学科に、映画、映像表現、テレビ・ビデオ、映像造形の4コース

# 1 コンテンツ関連人材の不足

～ 参考 米国では映画関連のコースを持つ大学等が500を超える ～

## 南カリフォルニア大学映画テレビ学部

講師数 : 260名 学生数 約 2500名

育成状況 : 4年制

理論研究学科 , 映画・テレビ製作学科 , 映画・テレビ脚本学科 ,  
アニメーション・デジタルアート学科 , 製作マネジメント学科 ,  
新メディア技術学科

## アメリカ映画研究所

講師数 : 50～60名 学生数 : 280名

育成状況 : 通常2年 (最長2.5年)

映画撮影技術学科 , 監督学科 , 編集学科 , 製作学科 ,  
プロダクション・デザイン学科 , 脚本学科  
インターンシップ制度あり

就職状況 約80～90%は映画関連業界に就職

# 1 コンテンツ関連人材の不足

～ 参考 韓国でも取組みが進んでいる ～

## 国立韓国映画学院 (設立:1984年)

**運営主体** 韓国映画振興委員会 (民間)

**講師数**:27名 (ほとんどが現役の映画人。30～40歳代が中心)

**学生数**:180名 (学生は、映画関連学校の卒業生や製作現場での経験者が多い)

**財務**:国からの予算は約8540万円、授業料収入は約1080万円(2002年)

**育成状況**:・2年制

・演出、撮影、アニメの3コース

・2003年よりプロデューサーコースを開設予定

**就職状況**:卒業生の約1/3が映画産業に就職

## 韓国アニメーションアカデミー (設立:1999年)

**運営主体** 韓国映画振興委員会 (民間)

**育成方針** 企画力と演出力を兼備した専門アニメーターの育成

**カリキュラム**:・4年制

企画、演出、コンテ、作話、美術等の製作実技を中心に指導

アニメーション作品の制作に必要な先端機資材と施設を整備

## 2 実演家の活動環境の整備

実演家の活動環境を整備することは、優れたコンテンツに国民が広く触れるために重要  
公演時間の多様化も重要課題

### 1. 子役の出演時間の現状

労働基準法により、満18歳未満の労働は午後8時まで

#### 芸能人タレントの取り扱い

昭和63年労働基準局「いわゆる芸能タレントの労働者性について」により、演劇の主演など芸術性・人気等当人の個性が重要な要素となっている者は、労働基準法の規制の対象外である。

英国は自治体の許可により夜間出演可、米国でもブロードウェイで11時前後のカーテンコールにも出演可

#### 公演側の対応

開演時間を早める(18時開演等) 「小柄な大人」で対応 内容の変更

## 2 実演家の活動環境の整備

～ 参考 午後 10時までという興行側の要望に対し、午後 9時まで延長する方向 ～

### 2. 近年の検討状況

#### 労働省「年少者労働問題研究会」(平成7年)

「年少労働者の健康の保護等の観点からは、現行どおりとすることが適当」

#### 最近の動き(特区関連)

##### 横浜市・(社)日本演劇興行協会の要望

満 15才に満たない子役の就業可能時間を、午後 8時から**午後 10時**までに延長

構造改革特別区域推進本部決定(2003年9月12日)

全国において、義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後 8時までから**午後 9時までに延長**することを検討し、措置する。

ただし、**児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る**等の観点から、今後必要な措置を検討する必要があることに留意する。(平成16年度中)

### 3. 検討にあたっての留意点

文化芸術施策としての子役の育成、実演家としての環境整備等

演劇子役である児童の教育に対する配慮、親の責務

「大人の都合で子供に負担をかける」ことの是非

等

## 2 実演家の活動環境の整備

～ 参考 興行側では公演時間を早めるなどの工夫を行っているが、  
子役の出演する主な作品で終演が21時を過ぎるものは多い～

『ライオン・キング』 (劇団四季)

<夜公演> 平日 18:30-**21:20**  
土日祝 17:30-20:10

『レ・ミゼラブル』 (東宝)

<夜公演> 平日 18:15-**21:23**  
土日祝 17:00-20:03

小柄な大人の女性が少年ガブローシュ役

『美女と野獣』 (劇団四季)

<夜公演> 平日 18:40-**21:25**  
土日祝 17:40-20:25

歌舞伎

「勸進帳」「義経千本桜」「芦屋道満大内鑑」「源平布引滝」ほか多数

<夜の部 :大詰まで> 16:30-**21:36**



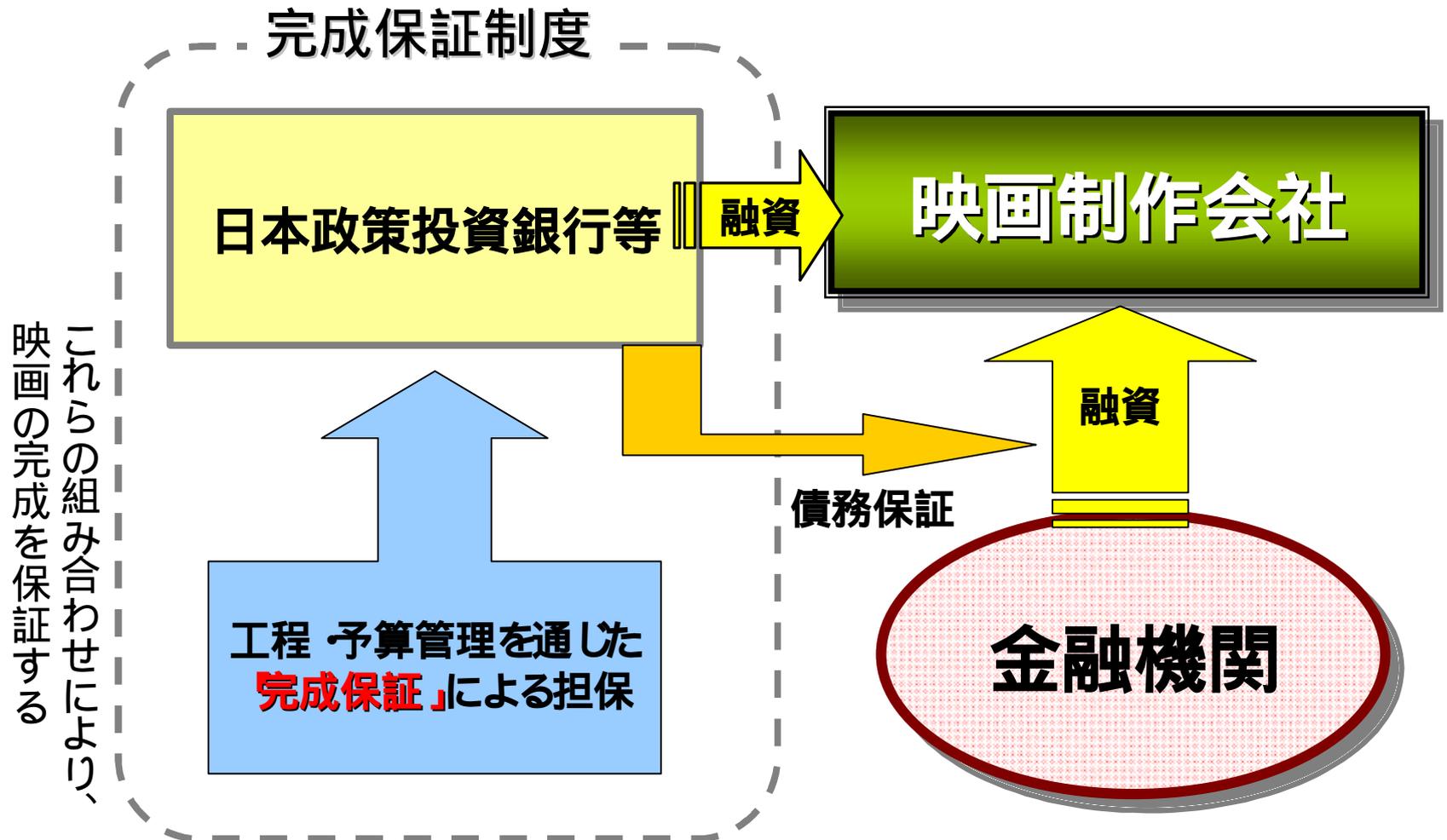
終演が午後 9時を過ぎる公演も多いため、

「今回の対応によっても、まだほとんどの問題は解決されない」

(日本演劇興行協会)

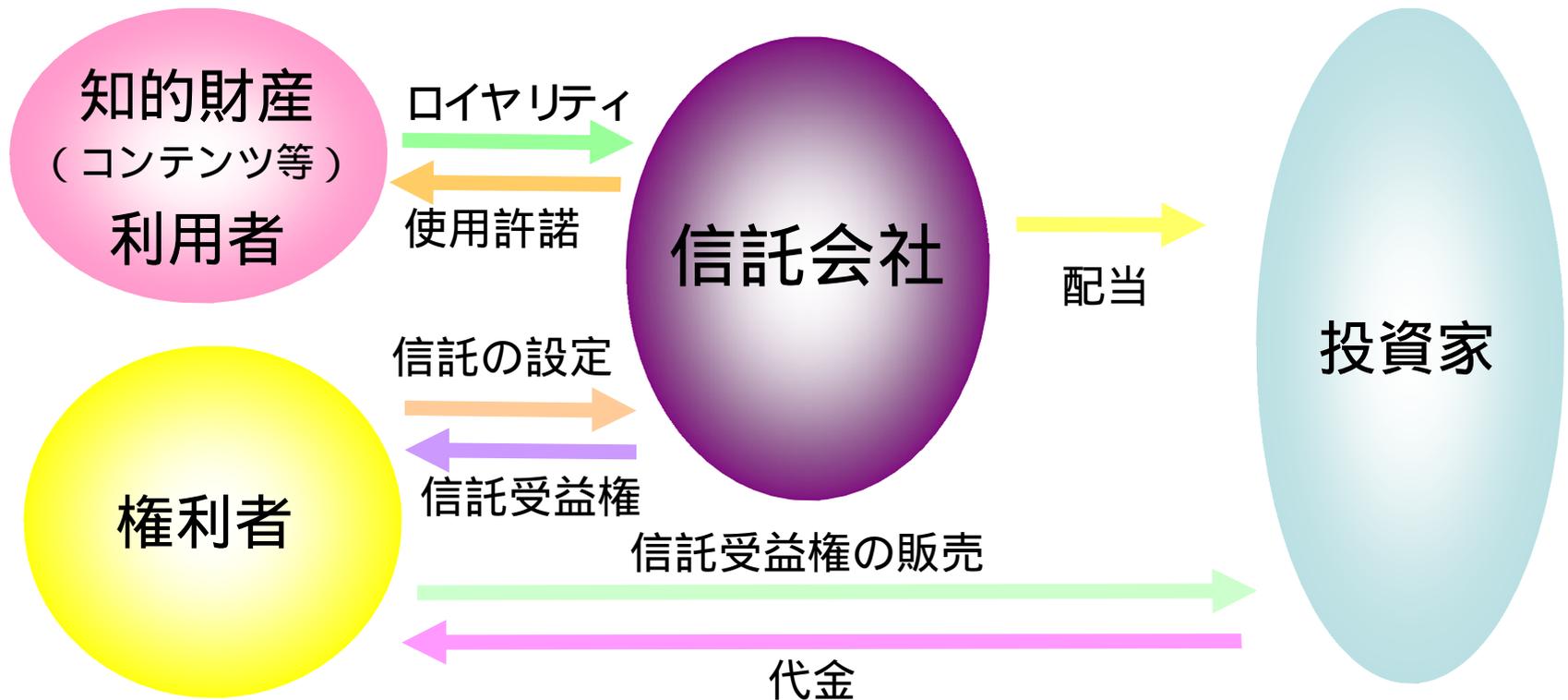
# 3 資金調達の多様化

米国のような完成保証制度により 制作会社は金融機関から資金調達が可能



### 3 資金調達の多様化

知的財産信託制度 (流動化信託) の仕組みにより、コンテンツを含む知的財産のライセンス料を裏付けとした金融商品を発行し、複数の投資家から資金を集める  
このため信託業法の改正を行う



# 4 海外でのビジネス展開

日本製コンテンツの本格的な進出が必要

## 米国における日本製コンテンツの進出例

### **『ポケモン』**

ゲームソフトは全世界12,000万本、ポケモンカードは130億枚、テレビアニメは世界67カ国で放送される。また、映画は45カ国で上映されており、過去北米で公開された日本映画の興行ランキングの1位～3位を独占している。

### **『リング』**

日本映画『リング』のリメイク権を米国に販売。米国版『リング』は全米での興行収入は約1億3000万ドル(約150億円、全世界では約2億3000万ドル)にも達する

### **参考) 『ライオン・キング』**

ライオン・キングの全米での興行収入は約3億3000万ドル(約380億円、全世界では約900億円)。ただし、ストーリーを参照したと指摘のある『ジャングル大帝』(手塚治虫)の手塚プロは権利主張せず

# 4 海外でのビジネス展開

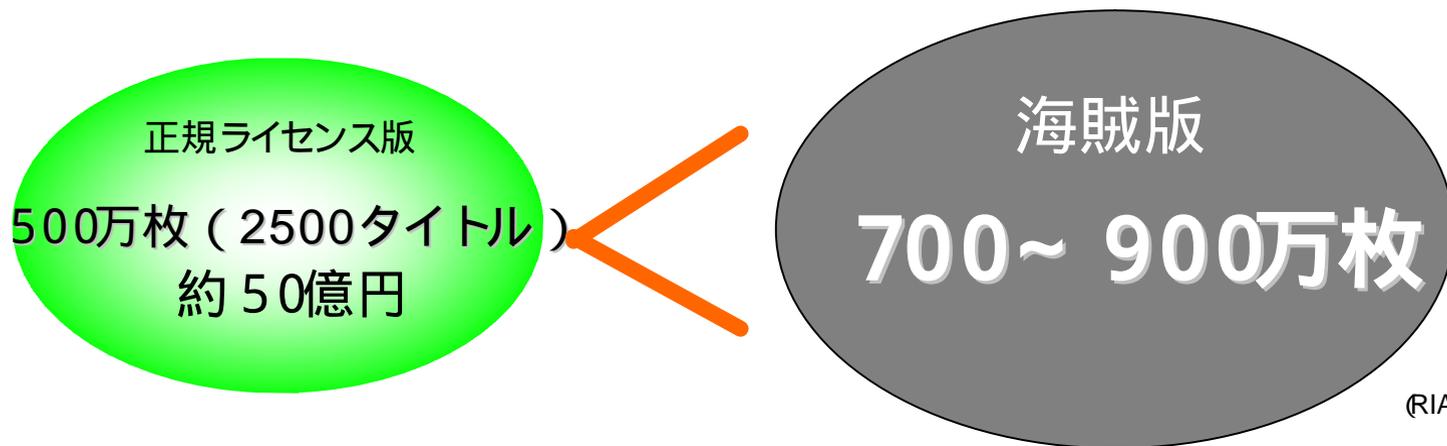
日本のコンテンツの需要が高いアジア諸国では、海賊版市場も大きい。  
正規版を十分に流通させ、効果的な海賊版対策を講じれば、大幅な収入増が見込める。

## 1. 商業用レコード市場全体に占める侵害品の割合

国 地域	台湾	中国	香港	韓国
1999年	50%	90%	10-25%	10-25%

国際レコード産業連盟調べ (2001年実績暫定版)

## 2. 日本製商業用レコードの正規版市場と侵害品市場の規模 (アジア地域、2002年)



(RIAJ、MRI調べ)

# 4 海外でのビジネス展開

米国では、強力な対抗措置をもって海賊版対策を行っている。

## (参考) 米国の海賊版対策 ~スペシャル301条~

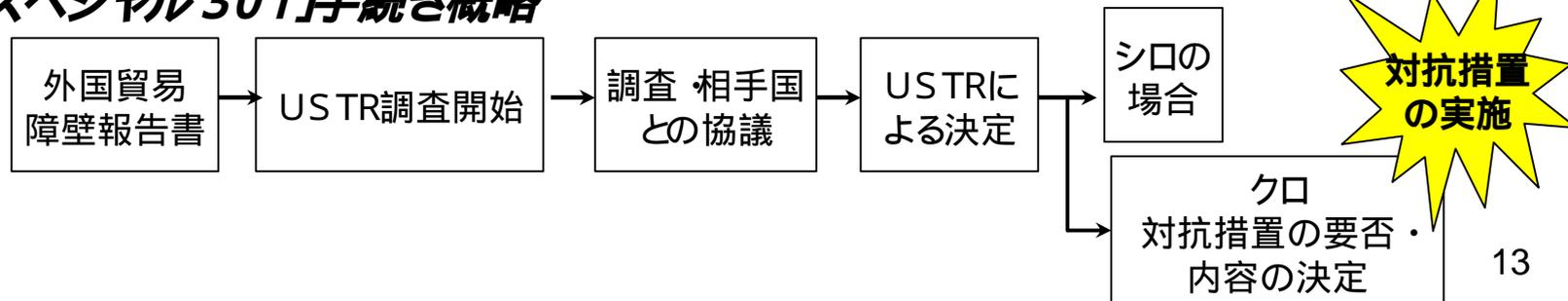
### スペシャル301条とは

米国の通商を妨げる外国の貿易慣行について、US TR (米国通商代表) が、利害関係者の申立て又はその職権により調査を開始 (同時に関係国と協議) し、その結果、当該慣行を「不正」であると認定した場合には関税引上げ等の対抗措置を一方的に発動できる規定。

### 具体例 (米国 VS 中国)

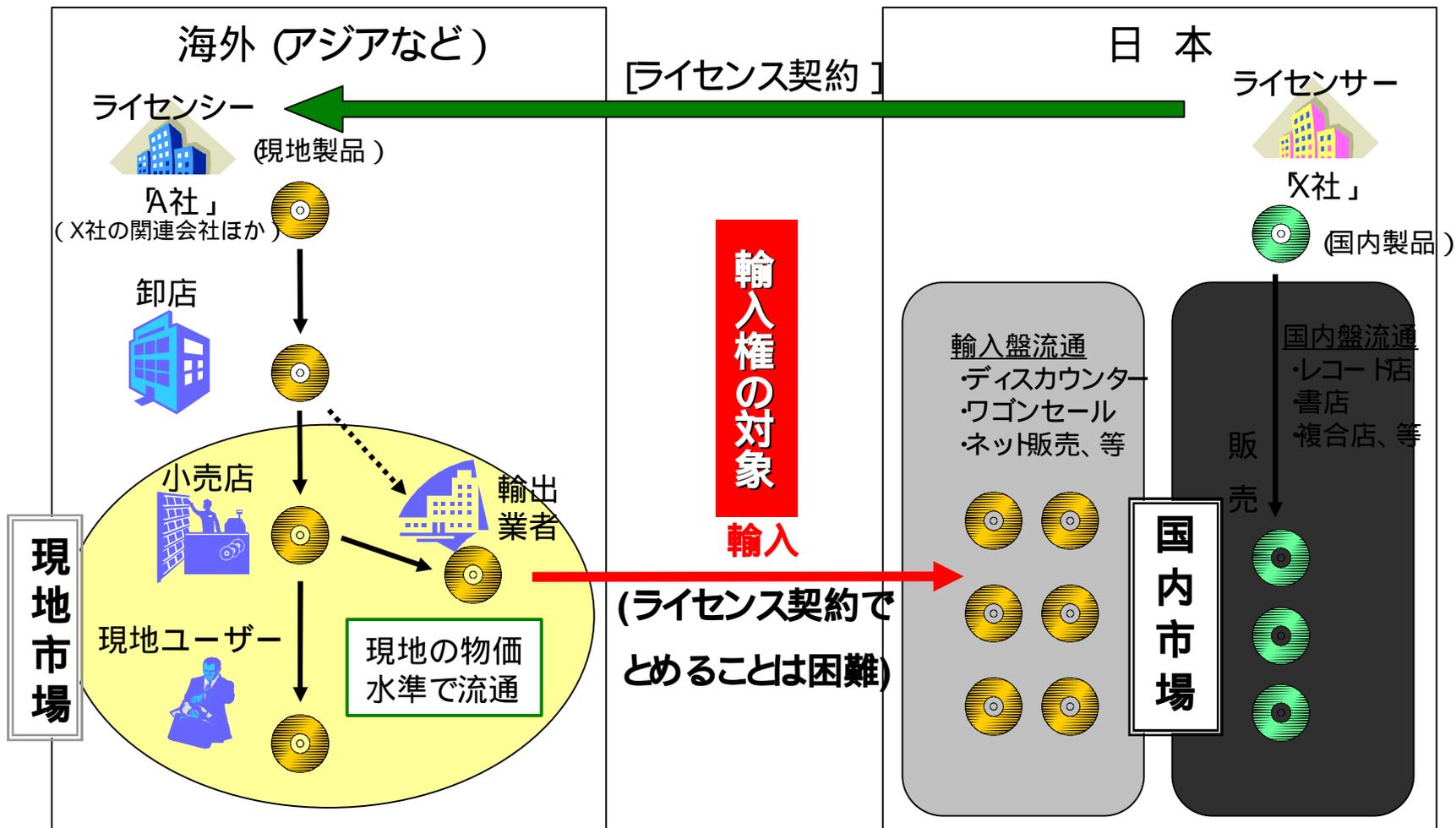
米国		中国
1991年 対中制裁決定(直前に中止)	➡	著作権法の改正
1994年 対中制裁リスト作成(直前に中止)	➡	1995年1月 海賊版不買運動の実施
1995年 29ヶ所の海賊版CD工場の完全閉鎖	➡	7ヶ所の工場閉鎖

### 「スペシャル301」手続き概略



# 4 海外でのビジネス展開

CDをアジアでビジネス展開した場合、現地の物価水準に合わせた外国盤が国内に還流する恐れがある。欧米では「輸入権」を設けてこれに対応



# 5 コンテンツ制作部門の活性化

放送分野について諸外国では、制作部門活性化の観点から措置がとられている

## 1. アメリカ

・フィンシルール (FCC命令 96年まで実施)

番組への出資・権利保有の禁止及び番組販売の禁止

・プライムタイムアクセスルール (FCC命令 95年まで実施)

プライムタイムのうち、一定時間は完成番組を外部から購入するように義務付け

## 2. イギリス

現在、BBCや商業放送局の放送する番組の25%は、BBC、ITV、チャンネル4以外の独立系制作プロダクションからの購入の義務付け

## 3. フランス

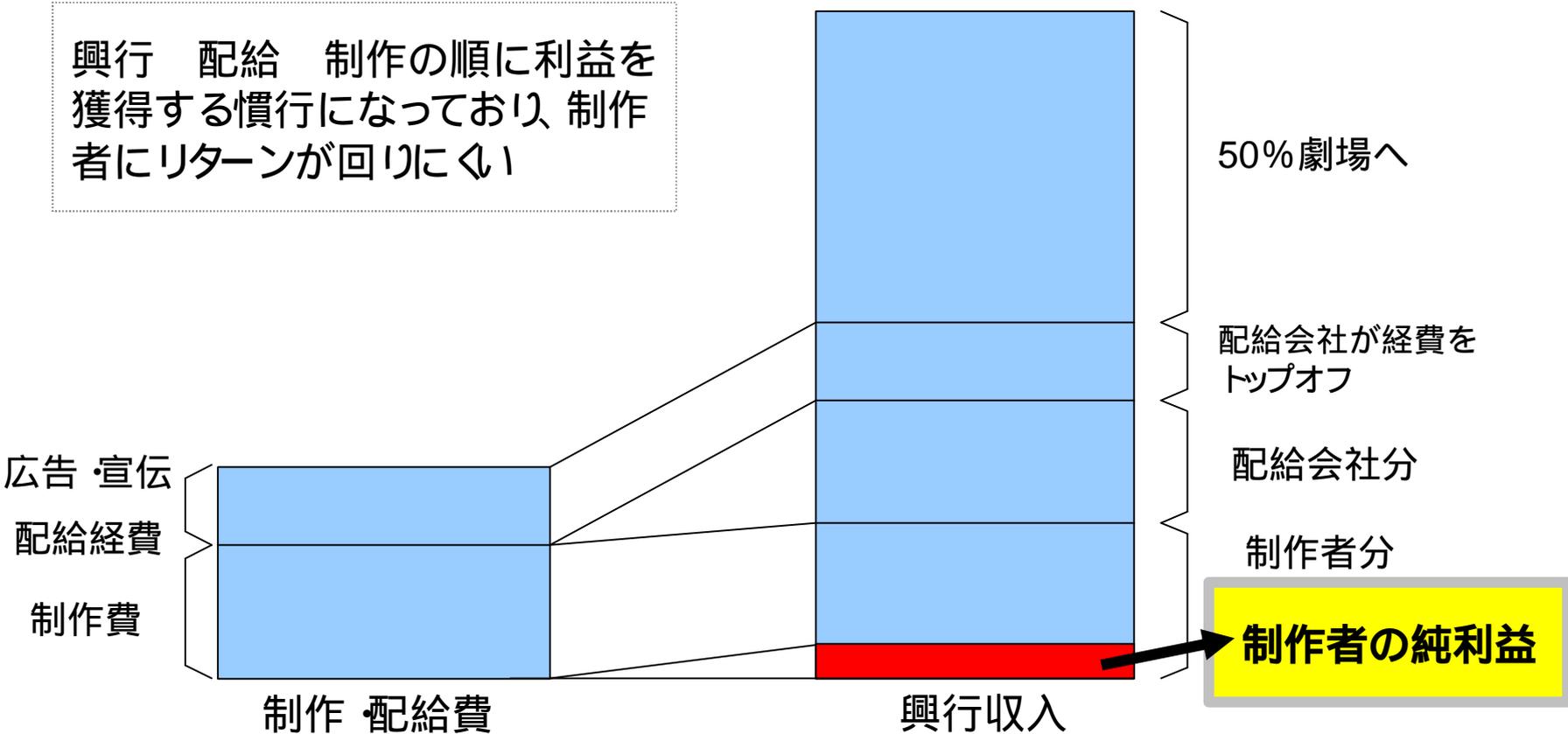
テレビ局による視聴覚産業への直接投資義務 (例えば、純売上高の16%以上を次年度の新しい制作に充てなければならない)。1999年には、約180億円がテレビ局から視聴覚産業へ直接投資された

# 5 コンテンツ制作部門の活性化

我が国では、制作部門には利益のリターンが少ないと言われている

## 我が国における映画興行収入の分配例

興行 配給 制作の順に利益を獲得する慣行になっており、制作者にリターンが回りにくい

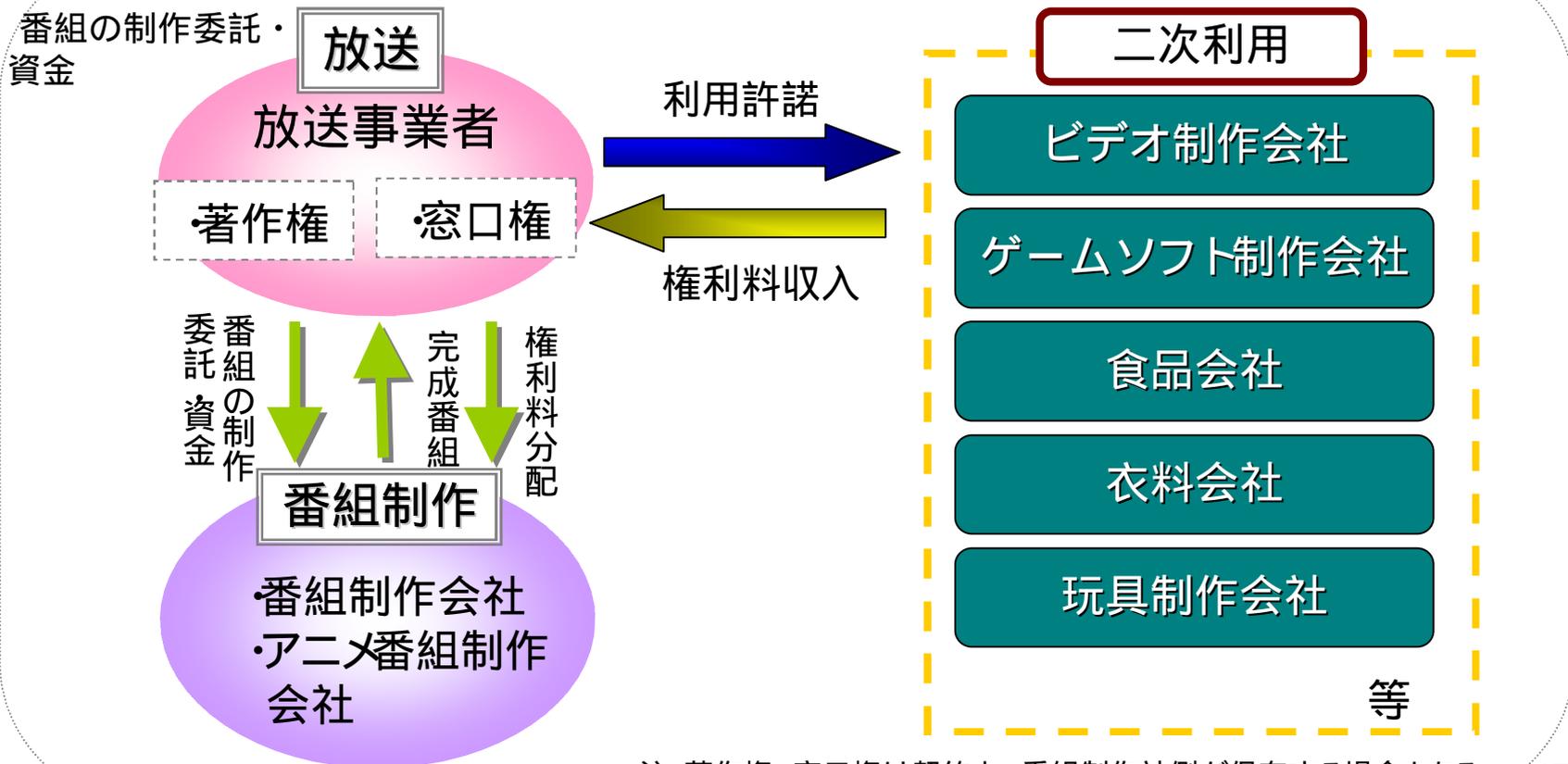


(資料) 兼山錦二 「映画界に進路を取れ第3回」

# 5 コンテンツ制作部門の活性化

放送事業者と番組制作会社の契約では、二次利用の権利（著作権、窓口権）を放送事業者が持つ場合が少なくない

## 放送等のビジネスの概要例



注 著作権、窓口権は契約上、番組制作社側が保有する場合もある。

## 6 ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立 安全・確実に取引できる「コンテンツ流通管理システム」が必要

### コンテンツ権利者側

ネット上の違法アップロード横行・監視不十分  
利用に対する課金等の技術が不十分

ネットワークに流通させることが不安

### コンテンツ利用者側

・ブロードバンド上のデジタルコンテンツが本物か、  
安心・安全な内容か不明。  
・コンテンツを再利用したいが、権利関係の調査と  
多岐にわたる権利者処理が必要。  
効率よく必要なコンテンツを検索する方法がない。

ネットワークを通じてコンテンツを  
利用することが不安  
ネット上でビジネス像を描きにくい

安全・確実な「コンテンツ流通管理システム」

コンテンツの権利情報の明確化、円滑な著作権許諾システムの構築、  
不正コピー防止技術の開発、ネットワーク流通のための認証基盤の確立など

## 6 ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立

～ 参考 ブロードバンド配信の場合 ～

コンテンツは多くの創作者の知的所産の集合。コンテンツの二次利用には、著作権者の許諾が必要。

著作者等 コンテンツ	作詞家・ 作曲家	CD音源利用		原作者	脚本家・シナ リオ作家	実演家(俳優、 声優、歌手、 演奏家等)
		レコード製作 者	実演家(歌手、 演奏家)			
着メロ						
ゲーム						
音楽配信(ライブ)						
音楽配信(CD)						
劇場用映画						
テレビ映画						
ビデオカセット・DVD						
アニメ						(声優)
ラジオ番組(音楽付き)						
放送局制作テレビ番組						

(出所:日本経団連「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」資料等)

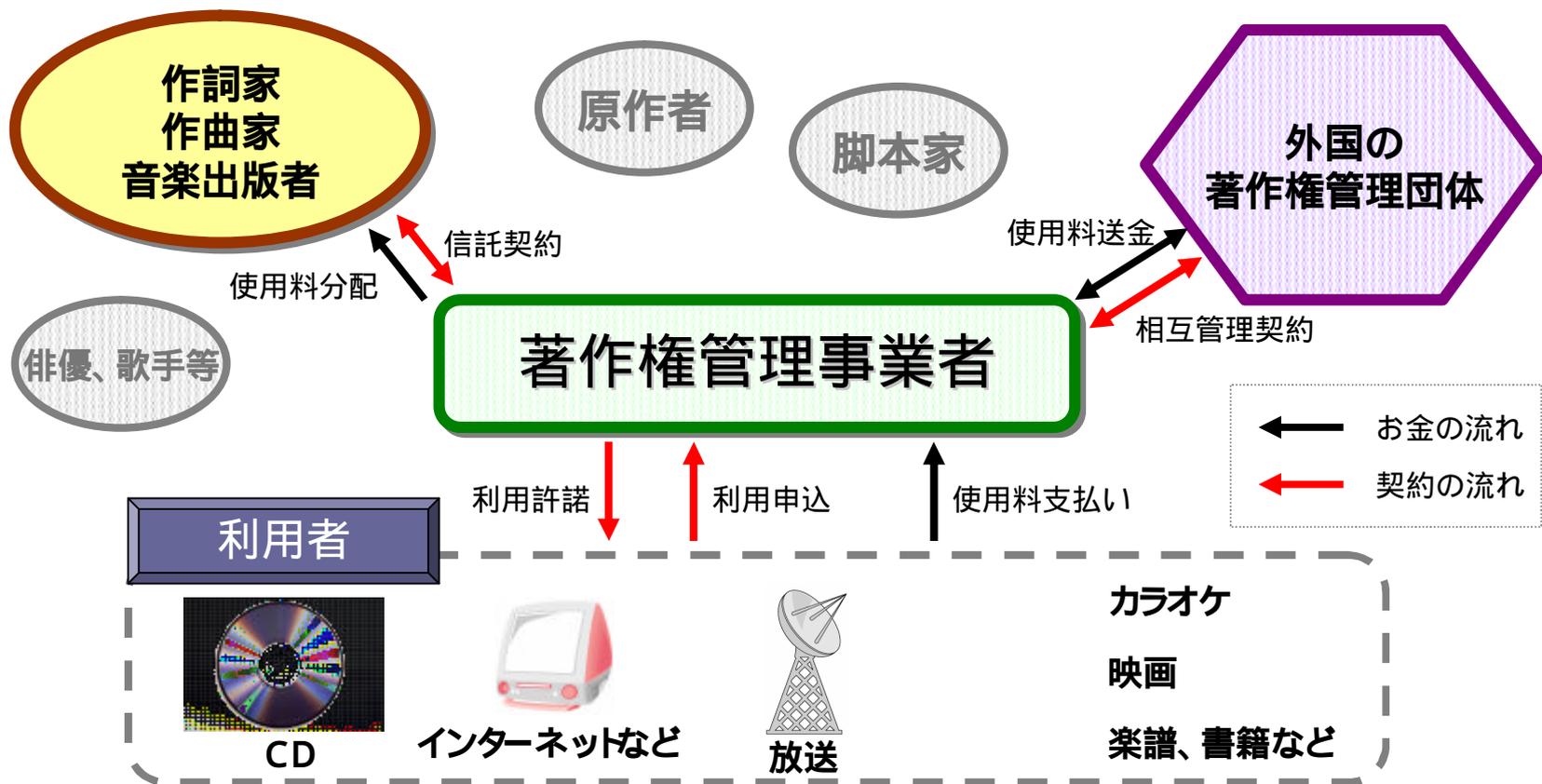
オリジナルコンテンツは個々の協議事項であるので、対象外とした。

映画会社、放送局等コンテンツ製作者の権利については許諾を得ているものとして特に記載せず。

放送局制作テレビ番組については、このほかに取材対象者(一般人)や映像等素材権利者等の許諾が必要。

# 6 ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立

～ 参考 音楽分野については、「円滑な著作権許諾システム」をすでに実現 ～



著作権管理事業者

「著作権等管理事業法」に基づき文化庁長官に登録  
権利者から著作権の信託譲渡を受け、「著作権等管理事業法」の規定により  
**利用申込みに対しては必ず許諾 (応諾義務あり)**

## 6 ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立

～ 参考 これまでのビジネスモデル例（ブロードバンド配信分野）～  
成功したビジネスモデルが少なく、今後の開発が求められる。

ビジネスモデル	概要	市場規模 (計 75億円以上)
音楽のダウンロードサービス	CDなどを購入するのではなく、ネットワークから新曲や旧作などの音楽をダウンロードできるサービス。レコード会社などが参入	2002年の市場規模は推計25億円
映画の配信	参入が始まりつつある	有料動画コンテンツ市場の推定規模は50億円程度
放送番組の配信	テレビ放送されたニュース番組等の番組をインターネットにより提供。 放送会社が参入。 過去に放送した番組の提供が課題	

市場規模は、「デジタルコンテンツ白書2003」による

## 6 ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立

～ 参考 これまでのビジネスモデル例 (モバイル・コンテンツ配信分野) ～  
成功したビジネスモデルが少なく、今後の開発が求められる。

ビジネスモデル	概要	市場規模 (計1500億円以上)
着メロ	携帯電話の着信音として、電子音による音楽を利用できるようにするサービス	2002年の市場規模は852億円 2002年度のJASRACの著作権使用料は、72億2383億円 (前年同期比で91.2%増)
着うた	携帯電話の着信音として、CDなどに録音された楽曲の一部を利用できるようにするサービス。 レコード会社などが参入。	サービス開始4ヶ月時点の2003年3月だけで100万件のダウンロード

市場規模は、「デジタルコンテンツ白書2003」による

## 6 ブロードバンドなど新しい分野におけるコンテンツビジネスが未確立

～ 参考 これまでのビジネスモデル例 (モバイル・コンテンツ配信分野・つづき) ～  
成功したビジネスモデルが少なく、今後の開発が求められる。

動画配信	NTTのFOMAなど次世代の携帯電話への動画配信サービス。	NTTのFOMAは2003年までの累積出荷台数130万台の予測のところ2003年初頭現在32万台。 コンテンツは30弱(2003年4月)。
ゲーム	携帯電話で遊べるミニゲームなどの配信	2002年の市場は、242億円(前年比227.5%増)
小説・漫画の配信	一般書籍をPDA用でも読めるようなデータとして用意し、ダウンロードして購入できるサービス	2002年の市場は443億円(前年比106.7%)
その他の情報の提供	モードサービスなどの情報提供	

# 7 新しい時代に対応した著作権制度

時代に即応した機動的な制度改正が求められている

## 文化庁著作権分科会各小委員会における検討事項例

### 法制問題小委員会

著作権法の単純化（定義規定等の検討を含む）、「アクセス権」の創設又は実質的保護  
保護期間、関係者間で協議中の事項（権利の強化、権利制限規定の拡大・縮小等）

### 流通 契約小委員会

ライセンス契約におけるライセンシー（利用者）の保護、著作物の利用に関し「権利者の意思」を詳細  
に表示するシステム

### 国際小委員会

新たな条約策定等への対処（放送機関、視聴覚的実演」の保護に関する条約等）海賊版対策

### 著作権教育小委員会

### 司法救済小委員会

損害賠償制度、罰則の見直し  
裁判外紛争解決等の在り方